## 令和5年度 許認可審査対応スケジュール

優先	+/-=n. #z	申請	内容	申請				202	23年度(	(令和5	年度)				±± n	<u> </u>	=L=n-x +n	ᆉᅑᄀᄼᄖᄼᄪᅩᅥ	
優先順位	施設名			.115.50	4	5	6	7 8	9	10	11	12	1	2	3	— 申請日 補正日 i	許認可希望	許認可希望の理由	
1	STACY	Y 設工認(デブリ臨界炉心、 実験用装荷物新設)	実験用装荷物(内挿管)の新設	済	∇											令和4年11月8日		令和5年7月下旬	原子力規制庁の受託事業の期限内達成(令和7年3月末納期)に向けて、実験期間(3ヶ月)、定期事業者検査期間(令 和6年12月~令和7年3月)を考慮すると、令和6年度9月頃からデブリ構造材模擬体(コンクリート)を使用したデブリ臨 界炉心の実験を実施する必要がある。加えて、デブリ構造材模擬体(コンクリート)の製作期間(14ヶ月程度)を考慮す ると、 <u>令和5年7月下旬</u> までに設工認の認可を取得しなければならない。
			ブリ臨界炉心、実験用装荷物(燃料試料挿入管、デブリ構 材模擬体)の新設	済	▽														なお、内挿管、燃料試料挿入管及びデブリ構造材模擬体(鉄)を使用したデブリ臨界炉心の実験は、設工認認可後、製作を経て、令和6年度上期から実施する計画である。
2	原科研	保安規定(原子炉施設)	長期施設管理方針の追加(STACY施設)		申請	▽										令和5年4月下旬		令和5年8月下旬	STACY施設の長期施設管理方針の対象期間(始期:令和5年9月13日、適用期間:10年間)が始まる前までに、保安規定の変更認可を取得する必要があるため、認可取得時期として <u>令和5年8月下旬</u> を希望する。 (試験研究用等原子炉施設の保全に関し、運転を開始した日(1993年9月13日)以後三十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、その後十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。)
3	大洗廃 棄物管 理施設	設工認	新規制基準対応	済		C	∇	,								令和4年4月28日	令和5年6月予定	令和5年10月中旬	大洗研内の施設の運転に伴い発生する廃棄物の受け入れ開始を令和6年6月上旬に予定している。認可後に予定している工事及び使用前事業者検査は約8ヶ月を見込んでいるため、 <u>令和5年10月中旬</u> までに認可取得が必要である。
4	HTTR	許可変更	・「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う審査ガイド等改正対応・添付書類11の追加(3条改正対応の続き)	済		o										令和3年11月15日	令和5年6月予定	令和5年9月	現在実施している「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に係る耐震評価の結果がまとまり次第、速やかに本変更許可の補正を行うとともに、 <u>令和5年9月</u> の許可が必要と考えている。 HTTRでは、水素製造施設の接続を行うための変更許可申請(令和6年10月で調整中)を予定しており、これに伴う工事(工事及び検査期間:2年半程度の見込み)を行う予定である。 水素接続に係る設工認(令和7年度に申請/認可を予定)の工事では、本変更許可取得後の設工認(優先順位11)の工事対象でもあるため、シリーズに審査いただく必要があると考えている。 なお、本許可変更は経過措置期限(令和6年4月20日)までに必ず取得する必要がある。
5	STACY	設工認	核計装設備の計測範囲の適正化		申請											令和5年4月下旬		令和5年9月下旬	運転再開に向け原子炉を運転した性能検査について、早ければ令和5年11月から実施する可能性がある。原子炉の性能検査を実施する前までに、設工認の認可を取得し、核計装設備の機能試験(約1か月)を実施する必要があるため、認可取得時期として <u>令和5年9月下旬</u> を希望する。 なお、本件の申請内容は核計装設備の計測範囲の適正化のみであり、使用前確認は不要と考えている。また、STACY更新工事の進捗によっては運転再開時期の見直しされた場合、許認可希望時期が変動する。
6	処理場	設工認(その9)	放射性廃棄物処理場全般(共通事項等)	済	,	∇										令和5年3月24日		令和5年10月上旬	事業者として新規制基準対応に係る適合性確認をできるだけ速やかに完了させるため、処理場の新規制基準対応を令和5年度までに実施する計画で進めている。 工事及び検査に約6か月を想定しており、令和6年3月までに処理場全体の適合性確認を終了するためには <u>令和5年10</u> 月上旬までに認可が必要と考えている。
7	原科研	保安規定(原子炉施設)	アスファルト固化装置停止に伴う対応等(処理場) 放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の管理方法の追加			申請	▽									令和5年5月中旬		令和5年9月中旬	アスファルト固化装置の停止に伴い、停止後の管理を適切に実施することに加え、処理場における液体廃棄物の固化処理をセメント固化装置に集約し、速やかに運用を開始するため、認可取得時期として <u>令和5年9月中旬</u> を希望する。 所内各施設で発生する廃棄物のうち、放射性廃棄物でない廃棄物の管理を実施するため、認可が必要である。なお、上記案件と同時申請することから認可は <u>令和5年9月中旬</u> を希望する。
8	大洗廃 棄物管 理施設		新規制基準対応(有機廃液一時格納庫廃止等含む)	済				0	▽							平成26年3月14日	令和4年5月11日 令和5年8月予定	令和6年1月中旬	大洗研内の施設の運転に伴い発生する廃棄物の受け入れ開始を令和6年6月上旬に予定している。設工認認可後に実施する廃液処理装置及び有機廃液一時格納庫の使用停止に係る工事は約4ヶ月を要し、かつ当該工事は認可後の保安規定及び下部規定に基づいて実施する。このため、使用停止にかかる保安規定の補正を令和5年8月(遅くても同年10月)までに行い、かつ <u>令和6年1月中旬</u> までに認可取得が必要である。
9	原科研	保安規定(原子炉施設)	新規制基準対応(放射性廃棄物処理場共通事項) (新規制基準に係る運用対応等) (処理場)						申請		▼					令和5年9月下旬		令和6年3月下旬	事業者として新規制基準対応に係る適合性確認をできるだけ速やかに完了させるため、処理場の新規制基準対応を令和5年度までに実施する計画で進めている。 新規制基準適合確認後、新規制基準に対応した内容の保安規定を速やかに運用開始するため、 <u>令和6年3月下旬</u> に認可を希望する。
10	HTTR	設工認	HTTRの1次へリウム循環機回転数制御装置の更新							申請						令和5年10月		令和6年3月	令和6年度に調達行為を開始し更新する装置を製作、令和7年度に現地設置工事を予定している。 このため、調達行為の開始前である <u>令和6年3月</u> までに、設工認の認可が必要である。
11	HTTR	設工認	・「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う審査ガイ ド等改正対応							申請						令和5年10月頃		令和6年9月	令和12年度までにHTTRを用いた水素製造試験完了を目標としており、現在実施している耐震評価の結果がまとまり次第、速やかに設工認の申請を行う予定であり、経過措置期間の設定時期(今後設定される予定)に限らず、 <u>令和6年9月</u> までの認可が必要と考えている。 (水素製造施設の接続に関する工事を令和8年に計画しており、当該設工認の認可後に、変更許可の申請(令和6年10月で調整中)及び関係する設工認の申請(令和7年度に申請/認可を予定)を予定している。)

<凡例> ▽:審査会合、○:補正申請

<前提条件>・複数施設の並行審査が可能であること。